

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十六条第一項の政令で定める金額を定める政令案 新旧対照条文

【目次】

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）	【附則第二項関係】	1
○ 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）	【附則第三項関係】	2
○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）	【附則第四項関係】	4

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）【附則第二項関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十六号から第九十四号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一〇五十四 （略）</p> <p>五十五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十五条の規定による交付金</p> <p>五十六〇百九十四 （略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十五号から第九十三号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一〇五十四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五五五〇百九十三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法附則第二条第四項の政令で定める法律の規定等）</p> <p>第九条 法附則第二条第四項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十一号の二（同法第五条並びに第三十四条第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第二十九条の二、第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の十六、第三十条の二十三、第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の五の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十二第一項第一号（別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十五第一項第一号（別表第五第九号の二に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二</p>	<p>（法附則第二条第四項の政令で定める法律の規定等）</p> <p>第九条 法附則第二条第四項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十一号の二（同法第五条並びに第三十四条第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第二十九条の二、第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の十六、第三十条の二十三、第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の五の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十二第一項第一号（別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十五第一項第一号（別表第五第九号の二に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二</p>

2
 項第一号（別表第六の五の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第三十一条第三項
 法附則第二条第四項の規定により次の表の第一欄に掲げる住民基本台帳法の規定を適用する場合には、同表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄 (略)	第二欄 (略)	第三欄 (略)	第四欄 (略)
第三十条の十五 第二項第一号（ 別表第六の五の 項に係る部分に 限る。）	別表第六の五 の項	第十七条第一 項	第十七条第一 項（同法附則 第二条第三項 において準用 する場合を含 む。）

2
 項第一号（別表第六の四の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第三十一条第三項
 法附則第二条第四項の規定により次の表の第一欄に掲げる住民基本台帳法の規定を適用する場合には、同表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄 (略)	第二欄 (略)	第三欄 (略)	第四欄 (略)
第三十条の十五 第二項第一号（ 別表第六の四の 項に係る部分に 限る。）	別表第六の四 の項	第十七条第一 項	第十七条第一 項（同法附則 第二条第三項 において準用 する場合を含 む。）

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十六（略）</p> <p>三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三十八 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の規定による特定公的給付の指定に関する事。</p> <p>三十九・四十（略）</p> <p>四十一 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。第十四条第十二号において同じ。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関する事。</p> <p>四十二～四十九（略）</p> <p>（企画調整課の所掌事務）</p> <p>第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十六（略）</p> <p>三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（新設）</p> <p>三十八・三十九（略）</p> <p>四十 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。第十四条第十一号において同じ。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関する事。</p> <p>四十一～四十八（略）</p> <p>（企画調整課の所掌事務）</p> <p>第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人</p>

<p>番号の利用に関する事(他省の所掌に属するものを除く)。</p> <p>九 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等 に関する法律の規定による特定公的給付の指定に関する事。</p> <p>十 二十一 (略)</p>	<p>番号の利用に関する事(他省の所掌に属するものを除く)。</p> <p>(新設)</p> <p>九 二十 (略)</p>
--	---